

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「ヒト」と「イカリモンハンミョウたち」の住みよい環境保全計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

石川県羽咋郡志賀町

3 地域再生計画の区域

石川県羽咋郡志賀町の全域

4 地域再生計画の目標

当町は、能登半島中央部の西海岸に位置する人口 15,636 人（平成 17 年 4 月 1 日現在）面積 123.07 km² の田園商工都市である。豊かな自然、風土に恵まれ、長い歴史の中で培われた伝統文化が息づく一方で、本年 9 月には、隣町の富来町と合併し、新「志賀町」¹となる予定で、新しいまちづくりに向けた準備を進めているところである。

このような現状のもと、新町のまちづくり計画（新町建設計画）において、下水道の整備促進事業が主要事業の中でも重点事業に位置づけられている。その意義は、自然環境の保全を図り、水質浄化に努め、美しい日本海や河川を次代へ継承するとともに、地域に生活する人にとって快適で安全な生活環境を創造し、自然と共生したまちづくりを目指すことにある。

また、当町には、人工的に手がつけられていない昔のままの自然の生態系が残っている箇所が存在することから、希少野生動植物の生息地として有名である。動物のイカリモンハンミョウ² 及びトミヨ³、植物のウミミドリ⁴ は、国内では絶滅の危機に瀕していると言われる動植物であるにもかかわらず、町内の海岸線及び河川横の溜池には、今でも多く生息していることが確認されている。その要因は、自然の生態系が破壊されていない環境及びきれいな水質が、今なお保全されているためであると言われている。町では、これら動植物の生息に適した生態系を維持するため、近年のアウトドア志向のなか増加してきた海浜への車の乗り入れを防止することを目的に車止めを設置したり、海の日に住民参加の海岸清掃クリーン運動を実施する等の事業を展開している。今後もこれらの取り組みを継続していくとともに、海、河川の水質環境の大きな要因となる下水道整備を一層推進していく必要があると考える。

当町における下水道整備の状況については、昭和 63 年度から地域し尿処理施設整備に着手し、以後、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽整備の中から地域の実情に応じた事業を選択し、平成 27 年度の完成を目標に整備を推進している。現在実施の事業については、平成 3 年度から町の中心部周辺の農村地域で農業集落排水事業を、平成 5 年度から農村地域の中でも人家の点在する地区で合併処理浄化槽設置事業を、そして、平成 7 年度からは、町の中心部で公共下水道事業に着手し、順次整備を進めており、現在の行政人口 15,636 人に対する平成 16 年度末の汚水処理人口普及率は、56.9%となっている。

今後は、本計画に基づく下水道整備をさらに強化し、住民の快適居住空間を早期に創造するとともに、壊れゆく可能性のある希少野生動植物の貴重な生態系を維持・保全するため、優れた環境資源を次代に残すことを使命とし、地域の再生を目指してい

くものである。

(目標1) 汚水処理施設の整備促進(汚水処理人口普及率を 56.9 %から 66.3 %に向上)

(解説)

1 平成 17 年 9 月 1 日合併予定。平成 12 年国勢調査に基づく人口及び面積は、合算すると次のとおり。

人口 25,396 人 (志賀町 15,681 人、富来町 9,715 人)

面積 246.55km² (志賀町 123.07km²、富来町 123.48km²)

2 昆虫類のハンミョウ科。環境省 RDB：絶滅危惧 類、石川県 RDB：絶滅危惧 類
志賀町から羽咋市の海岸にのみ生息。本州では唯一の生息地。個体数が減少しており、絶滅の危機にある。

志賀町指定天然記念物(平成 9 年 5 月 7 日)、石川県指定天然記念物(平成 10 年 2 月 27 日)

3 淡水魚類のトゲウオ科。石川県 RDB：絶滅危惧 類

手取川扇状地と志賀町の一部にのみ分布。湧水枯れや水路コンクリート化等で、生息地と個体数の減少が進み、絶滅の危機にある。

4 被子植物のサクラソウ科。石川県 RDB：絶滅危惧 類

志賀町上野海岸の塩性湿地に生息。個体数は非常に少なく、環境悪化も見られ、絶滅の危機にある。

志賀町指定天然記念物(昭和 50 年 12 月 23 日)

5 目標を達成するために必要な事業

5 - 1 全体の概要

快適居住空間の創造と希少野生動植物の生態系確保のため、地域の実情に応じ、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽整備を複合的に推進する。

5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

いずれも志賀町

[事業の種類]

公共下水道(平成 15 年 3 月 28 日認可)

農業集落排水施設

浄化槽

[事業区域]

公共下水道

志賀町字高浜町地区

農業集落排水施設

志賀町字大笹、米町、田原、牛ヶ首、矢蔵谷地区

浄化槽

志賀町字米町、牛ヶ首地区のうち農業集落排水施設区域外

[事業期間]

公共下水道	平成17年度～18年度
農業集落排水施設	平成17年度～20年度
浄化槽（個人設置型）	平成17年度～20年度

[事業量]

公共下水道	75～350	10,100m
	処理場	1カ所（2系列目増設）
農業集落排水施設	30～200	10,000m
	処理場	1カ所
浄化槽（個人設置型）	5人槽	4基

なお、各施設における新規の処理人口は下記のとおり。

・公共下水道	高浜地区で	1,058人
・農業集落排水施設	大笹地区ほか4地区で	423人
・浄化槽	米町地区ほか1地区で	10人

[整備費]

公共下水道	1,256,000千円	
	（うち、単独	108,000千円）
	（うち、国費	587,000千円）
農業集落排水処理施設	979,000千円	
	（うち、単独	119,000千円）
	（うち、国費	430,000千円）
浄化槽（個人設置型）	1,500千円	
	（うち、町上乗せ分	1,000千円）
	（うち、国費	500千円）
合計	2,236,500千円	
	（うち、単独	227,000千円）
	（うち、町上乗せ分	1,000千円）
	（うち、国費	1,017,500千円）

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 基本方針に基づく支援措置

該当なし

5 - 3 - 2 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取り組み

希少野生動植物の生態系保全事業

・車の乗り入れ禁止対策

海浜への車の乗り入れにより、イカリモンハンミョウの生息環境を破壊する恐れがあることから、海浜入口に車等の乗り入れ禁止看板及び車止めを設置し、生態系保全に努めている。

- ・ 海岸清掃

毎年「海の日」に住民参加の海岸清掃クリーン運動を実施し、海岸線の環境保全に努めている。そのほか年間を通じ、適宜清掃活動を実施している。

- ・ ほ場整備事業

平成16年度に、トミヨの生息する河川と繋がる溜池の環境整備を、ほ場整備事業に併せて実施した。今後も、地元の自治会による清掃活動を実施していく予定である。

6 計画期間

認定の日から平成20年度末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、町において、関係機関、地元住民からなる検討の場を設け、4に示す数値目標に対する事業評価を行う。その際には、施設の整備及び維持管理の状況、水質検査結果、希少野生動植物の生息状況等を把握したうえで、事業成果を検討する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし